

令和4年5月30日

社会福祉法人恵正福社会

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画

男女ともに全社員が活躍できる雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

計画期間	令和4年6月1日～令和7年3月31日
目標と実施時期・取組内容	
目標1	男女別の継続雇用割合について、女性の継続雇用割合を1%上げ、20%にする。
<時期・内容>	令和4年度：福利厚生の充実 令和5年度：法人内の職員交流の活発化 令和6年度：評価制度の見直しによる処遇改善
目標2	常勤職員の有給取得率を65%にする。
<時期・内容>	令和4年度：有給休暇の時間単位の取得制度化 令和5年度：職員数を増やし、勤務に余裕を持たせる